

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 3 年 8 月 23 日

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 徳 永 武 次

1 付託事件

陳情第2号 平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情

2 付託の時期

令和3年第3回薩摩川内市議会定例会（6月8日）

3 委員会の開催日

6月21日、7月14日、26日（3日間）

4 審査の経過及び結果

6月21日の委員会では、委員から本陳情の審査を進めるに当たって、本陳情の願意である百条調査委員会設置の要否を判断するためには、百条調査について理解を深めた上で審査を進める必要があるとの意見が出されたことから、事務局に資料の準備を要請した。

7月14日の委員会では、事務局から、百条調査の対象事務と調査の限界、調査権発動の手続、所管事務調査との相違、調査終了後の取扱い、調査権運用に当たっての留意点等についての資料提供を受けた。

その後、本陳情に記載された内容については、百条調査の適否等を含め、個別に検討する必要があるとの意見があったことから、一旦持ち帰り、次回の委員会において改めて審査することとした。

7月26日の委員会では、会派で検討された結果を踏まえた意見の開陳をしたところ「陳情者は陳情内容について、相当の証拠を用意されているようであり、かくなる上は司法に委ねられることを勧める。また、総体的に見て業者間の対立が絡んでいることもあり、企業間の利害関係が発生する事案に議会が関与することは避けるべきである。陳情書の内容について、個別に、ただしい場合は、一般質問や委員会等で当局にたずねべきである。これらの理由により百条委員会設置については反対する。」、「陳情内容について、1から8までの項目毎に協議した結果、百条委員会を立ち上げて審査するには至らないという結論に達した。陳情のいくつかの項目にあつては、これまで、総務文教委員会で調査してきた経緯もあることから、必要であれば総務文教委員会等で調査をしていただきたい。」、「平成31年3月14日の総務文教委員会での所管事務調査以降、新たな情報が出てきていることを踏まえると、陳情を否決することで、陳情の中身を審査することができなくなるおそれがあることから、教育委員会に該当する部分は議会運営委員会において審査した上で百条調査委員会の可否を判断すべきである。」、「陳情者は、証拠の動画などたくさん持つ

ておられるようであるので、警察あるいは司法に委ねられることが先決ではないか、百条調査における一定の限界を超えている。」といった意見が出された。

その後、陳情の取扱いについて協議し、採決を求める意見があったことから討論に入ったが、本陳情に対する討論はなく、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。